

# 2023年6月度 広告相談レポート

## 1. 相談受付件数・相談者の内訳

6月度の全体の相談受付件数は計108件で、前月度と比較すると23件増（新車関係13件増、中古車関係8件増、その他2件増）、対前年同月比では5件減（新車関係12件減、中古車関係13件増、その他6件減）となっています。

相談者の内訳は、「広告代理店」からの問い合わせが全体の約29%を占めており、その内、メーカー系ディーラーが広告主となっている広告等に関する問い合わせが約39%（12件）を占めています。「メーカー系ディーラー」からの問い合わせ（21件）と合わせると、メーカー系ディーラーの広告等に関する問い合わせが全体の約31%（33件）を占めています。

【相談者の内訳・2023年6月】

相談者	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	39	66	3	108
広告代理店	23	8	0	31
メーカー系ディーラー	10	9	2	21
自動車関係団体	1	5	1	7
中古車専門店	1	31	0	32
中古車情報誌社	0	3	0	3
メーカー	0	1	0	1
新聞社	0	1	0	1
テレビ・ラジオ局	0	1	0	1
その他	4	7	0	11

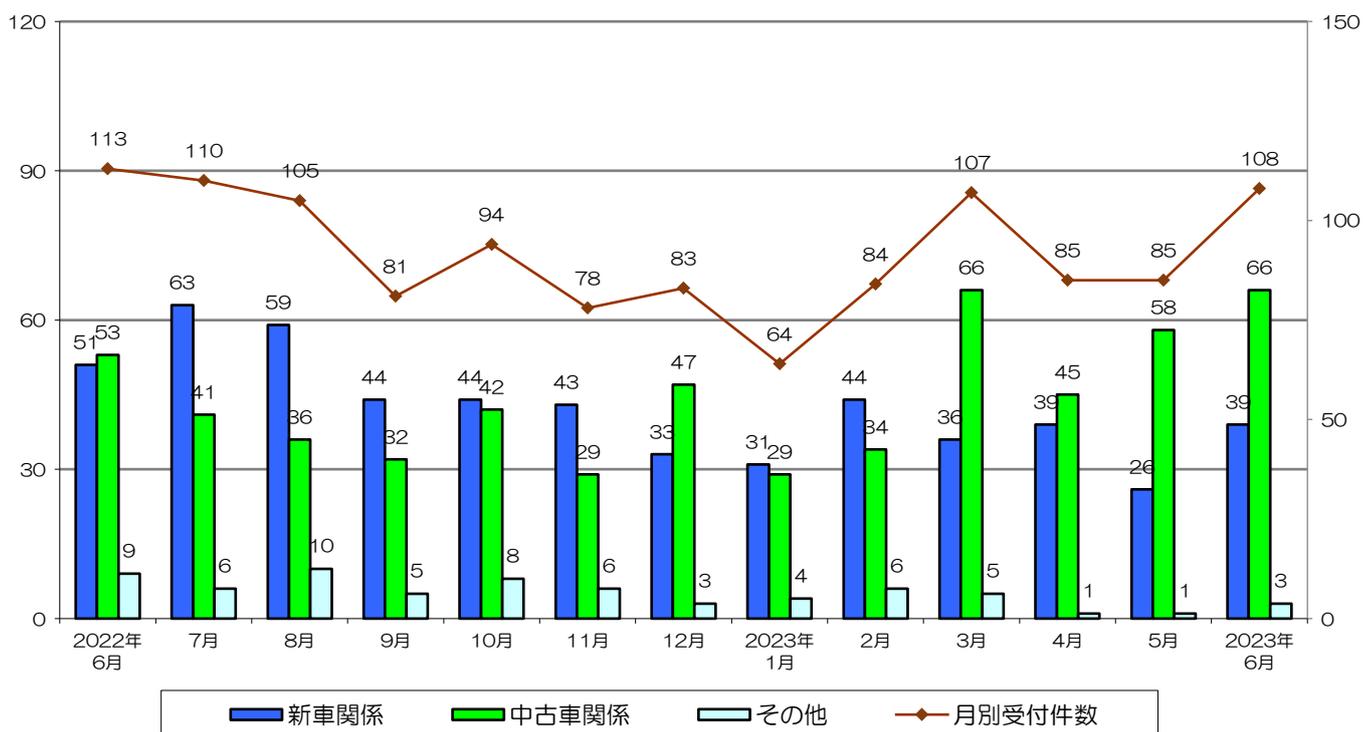


広告代理店からの問い合わせにおける広告主の内訳	
メーカー	7
メーカー系ディーラー	12
中古車専門店	3
その他	9

【相談受付件数の推移・2022年6月～2023年6月】

<車両区分別受付件数>

【月別受付件数】



## 2. 新車関係

新車関係の表示は、『価格表示』に関する問い合わせが 65.4%、『特定用語』に関する問い合わせが 7.7%となり、両項目で表示に関する問い合わせの約 73%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	26	66.7%	景品関係	13	33.3%
			合計	39	100.0%

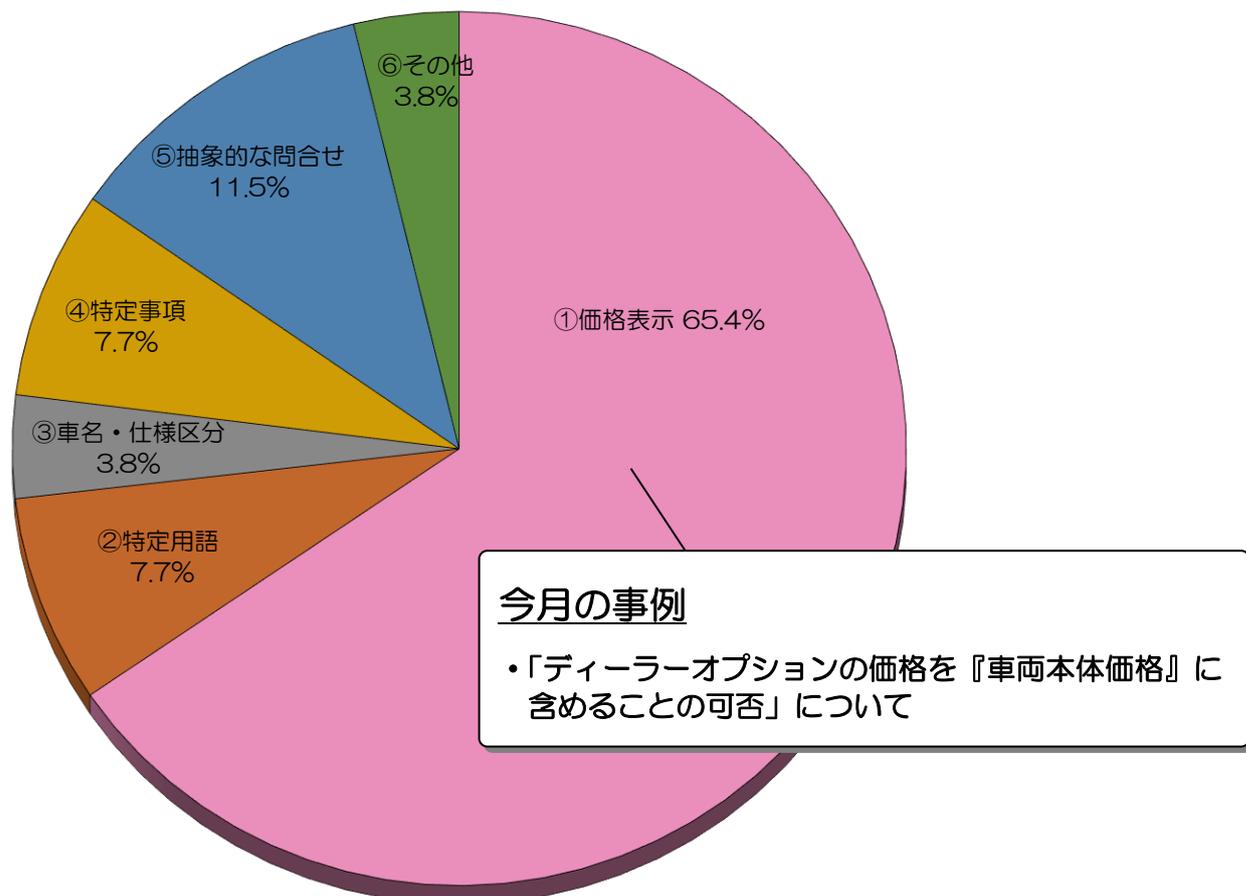
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	17	65.4%	③車名・仕様区分	1	3.8%
表示方法	7	26.9%	④特定事項	2	7.7%
付属品・特別仕様	3	11.5%	燃費	2	7.7%
値引き表示	3	11.5%	⑤抽象的な問合せ	3	11.5%
支払い総額	1	3.8%	広告表現の可否	1	3.8%
割賦・リース	3	11.5%	企画の可否	1	3.8%
②特定用語	2	7.7%	抽象的な問合せ	1	3.8%
最上級	2	7.7%	⑥その他	1	3.8%
			合計	26	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	7	53.8%	オープン懸賞	1	7.7%
一般懸賞(抽選等)	3	23.1%	抽象的な問合せ	2	15.4%
			合計	13	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔「ディーラーオプションの価格を『車両本体価格』に含めることの可否」について〕

Q. 当社では、車両本体にディーラーオプションのナビ等をセットにした特別仕様車を販売しようと考えていますが、価格を表示する際、車両本体の価格にディーラーオプションの価格を含めた価格を「車両本体価格」として広告に表示しても問題ないでしょうか？

【問題となる広告表示の例】

A. 新車に関する施行規則第4条第5項では、「車両本体（車両本体価格）とは、標準装備品を装着している標準仕様の車両をいうものとする。ただし、製造業者がカタログにおいて記号及び文言によって、ライン装着を明らかにしているオプション類は、標準装備に準じて扱うことができるものとする」としています。

そのため、メーカーオプションについては、その価格を「車両本体価格」に含めて表示することができますが、ディーラーオプションについては、その価格を「車両本体価格」に含めて表示することはできません。

したがって、車両本体にディーラーオプションのナビ等をセットして販売する場合は、広告に以下の内容を表示してください。

【表示のポイント】

①「車両本体価格」とディーラーオプションの価格を合計した価格※

（合計価格の名称について定めはありません）

②内訳として、車両本体価格とディーラーオプションの合計価格※

③ディーラーオプションの内容

※展示車、価格表の場合は、ディーラーオプションの単品価格の表示も必要となります

※車両本体とオプションを合計した価格の名称は、販売会社が任意につけることが可能

（例：「合計価格」、「オプション付価格」等）

【正しい広告表示の例】

スカーレット 2.0M ●●自動車販売特別仕様車 登場！

特別装備品内容



■■社製〇〇  
ドライブレコーダー



〇〇社製△△ナビ



PHOTO:スカーレット 2.0M 〇〇自動車販売特別仕様車

スカーレット M 〇〇自動車販売特別仕様車(ベース車両:スカーレット 2.0M)

車両本体価格 2,381,000 円

オプション合計価格 191,000 円

合計 2,572,000 円

※価格には保険料、税金（消費税除く）、自動車リサイクル料金、その他登録等に伴う費用等は含まれておりません。

### 3. 中古車関係

中古車関係の表示は、『価格表示』に関する問い合わせが58.7%、『必要表示事項』に関する問い合わせが14.3%となり、両項目で表示に関する問い合わせの約73%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	63	95.5%	その他相談	1	1.5%
景品関係	2	3.0%	合計	66	100.0%

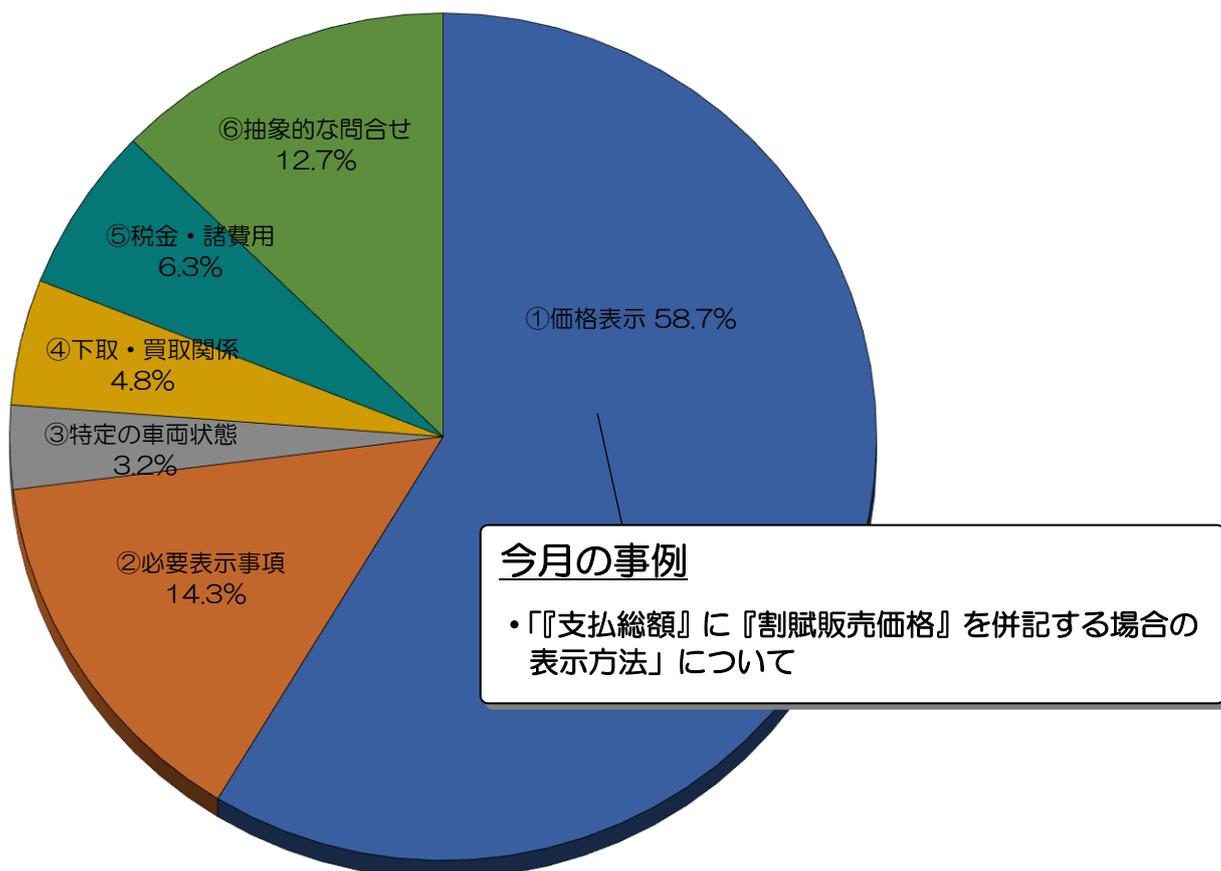
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	37	58.7%	③特定の車両状態	2	3.2%
表示方法	2	3.2%	④下取・買取関係	3	4.8%
値引き表示	1	1.6%	⑤税金・諸費用	4	6.3%
支払い総額	29	46.0%	税金	1	1.6%
割賦・リース	5	7.9%	諸費用	3	4.8%
②必要表示事項	9	14.3%	⑥抽象的な問合せ	8	12.7%
保証の有無	2	3.2%	広告表現の可否	6	9.5%
整備実施状況	5	7.9%	企画の可否	1	1.6%
必要表示事項全般	2	3.2%	抽象的な問合せ	1	1.6%
			合計	63	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	1	50.0%	抽象的な問合せ	1	50.0%
			合計	2	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔『支払総額』に『割賦販売価格』を併記する場合の表示方法〕について〕

Q. 「支払総額」を表示した上で、割賦販売価格を併記する際の留意点を教えてください。当社では、保険料や税金、登録・車庫証明手続き代行費用等の諸費用は、割賦での支払いはお断りしており、登録前に現金でお支払いいただいているのですが、どのように表示すればよいでしょうか？

A. 「支払総額」を表示（以下「●支払総額の表示のポイント」をご参照ください）した上で、諸費用を登録前に現金でお支払いいただくことを前提とした割賦販売価格（割賦支払例）を併記する場合は、その旨を明瞭に表示した上で、以下の「必要表示事項」を表示してください。

**【販売価格に割賦販売価格を併記する場合の必要表示事項】**  
 ①割賦販売価格（割賦支払総額を含む） ②頭金の額 ③支払回数、期間 ④実質年率  
 ⑤残価設定ローンの場合は、「ローンの残価精算時に、車両状態等により別途追加費用が発生する場合はその旨」等のローン終了時の条件等

【正しい広告表示の例】 << 諸費用を登録時までに現金でお支払いいただく場合 >>

**●支払総額の表示のポイント**

- 1) 「車両価格」に、最低限必要な諸費用（保険料、税金（法定費用含）、登録等に伴う費用（検査登録及び車庫証明手続き代行費用））を加えた価格を「支払総額」の名称で表示
- 2) 「支払総額」の内訳として、「車両価格」及び「諸費用」を表示
- 3) 「支払総額には、保険料、税金、登録に伴う費用等が含まれている」旨を表示
- 4) 「支払総額は、登録等の時期や地域等について一定の条件を付した価格である」旨を表示



コートリ 1.5G

**支払総額 104 万円**※

車両価格 96.4 万円

諸費用 7.6 万円

- 定期点検整備付  
★定期点検整備費用を車両価格に含みます
- 保証付（コンフォート保証）  
★1年間走行距離無制限
- 初度登録 2019年 ■ 検 2024年 3月
- 8.1万 km ■ 修復歴なし
- 車台番号下3桁：512 ■ グリーン

ローンでのお支払いをご希望の方も大歓迎！  
**※諸費用（7.6万円）を登録前に現金でお支払いいただく場合の支払例です**  
 <60回払い、頭金0円、実質年率 3.9%の場合>

割賦元金	964,000 円
初回支払	XX, XXX 円
月々	7,000 円 X59 回
ボーナス月加算	XX, XXX 円 X10 回
割賦支払総額	X, XXX, XXX 円

※支払総額には、保険料、税金（法定費用含）、リサイクル預託金相当額、登録等に伴う費用（検査登録・車庫証明手続き代行費用）等、購入時に最低限必要な全ての費用が含まれています。  
 ※支払総額は、6月現在、県内登録、店頭納車の場合の価格です。  
 お客様の要望に基づくオプション等の費用は別途申し受けます。

**●諸費用を登録前に現金でお支払いいただくことを前提とした「割賦販売価格」の表示のポイント**  
 「諸費用を登録前に現金でお支払いいただく場合の支払い例である」旨を明瞭に表示した上で、割賦販売価格を併記する場合の必要表示事項を表示